

**令和8年度**

**対馬市一般廃棄物処理実施計画**

**対馬市**

## 第1章 総則

### 1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物処理実施計画を定める。

### 2. 計画区域

対馬市全域

### 3. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第2章 ごみ処理実施計画

### 1. 一般廃棄物の区分及び処理量の見込み

| 区分   | 主な品目                                  | 処理量       |
|------|---------------------------------------|-----------|
| 可燃ごみ | 生ごみ、紙くず、木くず、布類、プラスチック類 など             | 8,580トン/年 |
| 資源ごみ | 缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌類 | 650トン/年   |
| 不燃ごみ | 金属類、ガラス製品、陶器製品 など                     | 510トン/年   |
| 有害ごみ | 蛍光管、電球、乾電池                            | 3トン/年     |
| 粗大ごみ | 電化製品(家電4品目を除く)、ガス器具、家具類、自転車類、大型遊具 など  | 310トン/年   |

### 2. 一般廃棄物の収集運搬計画

#### (1)市が収集運搬する一般廃棄物の区分等

| 区分   | 排出方法       | 収集回数 |
|------|------------|------|
| 可燃ごみ | 市指定ごみ袋(赤色) | 週2回  |
| 資源ごみ | 市指定ごみ袋(緑色) | 月2回  |
| 不燃ごみ | 市指定ごみ袋(赤色) | 月1回  |
| 有害ごみ | 市指定ごみ袋(赤色) | 月1回  |

※令和8年度より対馬市内全域にてごみの区分ごとの収集回数を統一した。

#### (2)収集運搬の方法

家庭系一般廃棄物は市が収集運搬を委託した業者が令和8年度ごみ収集カレンダーに基づき行う。収集運搬の区域及び委託業者は次のとおりとする。

なお、令和8年5月1日からの新たな業務委託契約の開始に伴い、区域及び委託業者が変更となる可能性がある。

| 地区名   | 区域  | 委託業者名      |
|-------|---|------------|
| 厳原第1  | 曲、小浦、南室、阿須、棧原、宮谷  | (株)ライフ工業   |
| 厳原第2  | 日吉、天道茂、中村、今屋敷、田淵、大手橋  | 令和サービス     |
| 厳原第3  | 国分、久田道、久田道西里、久田、白子、堀田、尾浦、安神                                     | 厳原清掃       |
| 厳原第4  | 久和、与良内院、豆酸内院、内山、桃木、豆酸上町、豆酸中町、豆酸浜町、浅藻、豆酸瀬、佐須瀬、上槻、久根田舎、久根浜        | 財部雄大       |
| 厳原第5  | 阿連、小茂田、小茂田浜、下原、床谷、日掛、上山、榎根、椎根、椎根浜                               | (有)タイトック   |
| 美津島第1 | 高浜全域、焼松、上の町、中の町、日向、本町、住吉、宮の下、日の出、根緒、洲藻、箕形、吹崎、加志、今里、尾崎、昼ヶ浦、黒瀬、竹敷 | (有)タナカ開発   |
| 美津島第2 | 瀬原、樽ヶ浜、大船越全域、平瀬原、緒方、久須保、女護島、玉調、島山、犬吠、大山、小船越、鴨居瀬全域、芦浦、賀谷、濃部      | アカギ        |
| 豊玉    | 豊玉町管内全域   | (合)山本運送    |
| 峰     | 峰町管内全域  | (合)比田勝運送   |
| 上県第1  | 松ヶ崎、浜町、土井奈、本元町、上町、下町、太鼓町、三軒屋、大地、西津屋、深山、恵古、仁田ノ内、井口、友谷、湊          | 南部クリーンサービス |
| 上県第2  | 中山、瀬田一、瀬田二、榎滝、飼所、越ノ坂、犬ヶ浦、御園、越高、伊奈、志多留、田ノ浜、鹿見、久原、女連              | (株)ヤマダ     |
| 上対馬第1 | 河内、大浦、比田勝、網代、富浦、津和、唐舟志  | エイティ開発(有)  |
| 上対馬第2 | 鰐浦、豊、泉、西泊、古里  | (有)中央産業    |
| 上対馬第3 | 浜久須、玖須、大増、舟志、五根緒、茂木、琴、芦見、一重、小鹿                                  | (有)中央産業    |

事業系一般廃棄物は排出者が自ら処理施設へ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託し処理施設へ搬入する方法のいずれかとする。ただし、例外として排出するごみが少量の事業者については、「少量排出事業者」の登録を行うことにより、家庭系一般廃棄物収集時に併せて収集できることとする。

### (3)ごみ処理施設に直接搬入する方法

家庭系及び事業系一般廃棄物を排出者自ら搬入、もしくは委託した一般廃棄物収集運搬

許可業者が搬入する場合は、次のとおりとする。

| 施設名称                | 受け入れるごみの種類                | 搬入可能時間・閉所日   |
|---------------------|---------------------------|--|
| 対馬クリーンセンター          | 可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、 | 平日<br>午前9時から午後5時まで<br>土日祝日及び12月29日<br>午前9時から午後4時まで<br>閉所日<br>毎月第1・第3日曜日、<br>12月30日から1月3日まで |
| 対馬クリーンセンター<br>中部中継所 | 資源ごみ、不燃ごみ、<br>有害ごみ、粗大ごみ、  | 平日<br>午前9時から午後5時まで   |
| 対馬クリーンセンター<br>北部中継所 | 可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、 | 第3日曜日及び12月29日<br>午前9時から午後4時まで<br>閉所日<br>土日祝日(第3日曜日除く)<br>12月30日から1月3日まで                    |

### 3. 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物処理手数料は次のとおりとする。ただし、指定ごみ袋に廃棄物を入れて直接搬入した場合は、手数料は徴収しない。

なお、令和8年度より市指定資源ごみ袋、及び直接搬入の手数料を改定した。

| 区分    | 種類           | 手数料                            |
|-------|--------------|--------------------------------|
| 指定ごみ袋 | 家庭系指定ごみ袋(大)  | 1枚あたり61円                       |
|       | 家庭系指定ごみ袋(小)  | 1枚あたり40円                       |
|       | 家庭系指定ごみ袋(ミニ) | 1枚あたり20円                       |
|       | 家庭系資源ごみ袋(大)  | 1枚あたり20円                       |
|       | 家庭系資源ごみ袋(小)  | 1枚あたり15円                       |
|       | 家庭系資源ごみ袋(ミニ) | 1枚あたり5円                        |
|       | 事業系指定ごみ袋(大)  | 1枚あたり152円                      |
|       | 事業系指定ごみ袋(小)  | 1枚あたり102円                      |
| 直接搬入  | 一般(家庭系)      | 100kg まで300円<br>50kg 増すごとに100円 |
|       | 事業系          | 100kg まで600円<br>10kg 増すごとに50円  |

### 4. 一般廃棄物の発生・排出抑制、普及啓発方針

### (1) リサイクルの推進

資源ごみとして排出された一般廃棄物だけではなく、不燃ごみ等で搬入されたごみの中間処理の過程により発生した資源物についても資源化を推進する。

| 区分   | 種類         | 再資源化方法等                          |
|------|------------|----------------------------------|
| 資源ごみ | 缶類         | 市内の金属類引取事業者に売却                   |
|      | びん類        | 公益財団法人日本容器リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引渡 |
|      | ペットボトル     |                                  |
|      | 白色トレイ      | ただし、一升びんは生きびんとして市内の事業者に売却        |
|      | 紙パック       | 市内の古紙類引取事業者へ売却もしくは処理を依頼          |
|      | 段ボール       |                                  |
|      | 新聞紙        |                                  |
| 雑誌類  |            |                                  |
| 不燃ごみ | 鉄くず        | 市内の金属類引取事業者へ売却                   |
|      | アルミくず      |                                  |
|      | 処理困難物      |                                  |
| 有害ごみ | 乾電池        | 適正処理が可能な事業者へ処理を依頼                |
|      | 蛍光管類       |                                  |
| 粗大ごみ | 小型家電類      | 環境省の認定事業者へ売却                     |
|      | コード類       | 適正処理が可能な事業者へ処理を依頼                |
|      | スプリングマットレス |                                  |
| 焼却残渣 | 鉄くず        | 市内の金属類引取事業者へ売却                   |
|      | アルミくず      | 適正処理が可能な事業者へ処理を依頼                |
|      | 溶融飛灰       |                                  |

### (2) 可燃ごみ削減(生ごみの有効活用)への取組

可燃ごみの中には一般家庭や事業所から排出される生ごみが含まれており、その生ごみに含まれる多量の水分はごみの焼却処分を行う上で多くのエネルギーを必要とするため、処理施設における大きな負担となっている。そこで平成24年から生ごみの分別収集(名称:生ごみ回収事業)を開始し、令和7年度末の加入件数は一般家庭で2,412件、事業所で77件となっている。

収集した生ごみは市の堆肥化処理施設で大型の生ごみ処理機に投入され、熱と攪拌による好気性発酵の手法で堆肥化処理が行われている。そこで製造された堆肥は本取組の加入者限定で無償配布を行うことで地域へ還元する仕組みが構築されており、その堆肥を使った野菜栽培も広く行われていることから、地元農業の活性化にも役立っている。今後も継続して本取組のさらなる拡大に努め、資源循環型社会の形成を推進する。

### (3) 普及啓発

市民がごみの適正な分別、減量化などに取り組みやすくなるよう、わかりやすい内容を対馬市CATVや広報誌にて周知を図る。併せて、市内小学校の社会科見学を含めたごみ処理施設の見学会を随時受け付け、ごみ処理問題の啓発活動を行う。

### 5. ごみ処理施設の概要

| 施設名称                   | 処理対象ごみ など                 | 施設規模         |
|------------------------|---------------------------|--------------|
| 対馬クリーンセンター             | 可燃ごみ                      | 60トン/24時間×2基 |
| 対馬クリーンセンター<br>リサイクルプラザ | 資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、      | 21トン/5時間     |
| 対馬クリーンセンター<br>中部中継所    | 資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、      | 7トン/5時間      |
| 対馬クリーンセンター<br>北部中継所    | 可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、 | 25トン/5時間     |

### 6. ごみ処理施設の整備

ごみ処理施設は市民生活になくてはならない施設であり、安心・安全かつ安定的な施設運営が求められる。仮に突発的な故障が発生し、施設の運転が不可能となった場合、離島であるがゆえに近隣自治体へのごみ処理委託が困難である。よって、予防保全を含めた維持補修を実施する。

| 施設名称                   | 令和8年度の主な整備内容                                      |
|------------------------|---|
| 対馬クリーンセンター<br>焼却施設     | ごみクレーン法定点検及び整備、溶融炉内耐火物補修、ごみ破砕機整備、2号バグフィルターろ布交換 など |
| 対馬クリーンセンター<br>リサイクルプラザ | 粗破砕機整備 など   |
| 対馬クリーンセンター<br>中部中継所    | 機器の故障に随時対応  |
| 対馬クリーンセンター<br>北部中継所    | ごみクレーン法定点検及び整備、コンパクタ関係点検及び整備 など                   |

## 第3章 生活排水処理実施計画

### 1. 一般廃棄物の処理量の見込み

| 施設名称                | し尿              | 浄化槽汚泥          | 合計              |
|---------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 污泥再生処理センター<br>厳美清華苑 | 19,000 キロリットル/年 | 8,000 キロリットル/年 | 27,000 キロリットル/年 |

|              |                 |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 対馬中部クリーンセンター | 3,800 キロリットル／年  | 3,400 キロリットル／年  | 7,200 キロリットル／年  |
| 対馬北部衛生センター   | 8,500 キロリットル／年  | 1,400 キロリットル／年  | 9,900 キロリットル／年  |
| 合計           | 31,300 キロリットル／年 | 12,800 キロリットル／年 | 44,100 キロリットル／年 |

## 2. 一般廃棄物の収集運搬計画

### (1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

| 区分    | 収集主体      | 収集回数 |
|-------|-----------|------|
| し尿    | 許可業者 11業者 | 随時   |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 10業者 | 随時   |

### (2) 収集運搬の方法

一般家庭及び事業所の汲み取り式トイレから排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が市の処理施設へ搬入する。

## 3. 一般廃棄物の発生・排出抑制、普及啓発方針

### (1) 汚泥の資源化

し尿・浄化槽汚泥を原料とした堆肥を生成し、市民へ無料配布する。

| 処理施設                | 堆肥の名称 |
|---------------------|-------|
| 汚泥再生処理センター<br>厳美清華苑 | ありねよし |
| 対馬中部クリーンセンター        | みうた   |

### (2) 合併処理浄化槽の設置推進

生活排水を原因とする水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に対して合併浄化槽設置補助金を交付する。ただし、浄化槽設置経費が補助対象基準額に満たない場合は、その設置経費額を補助金額とする。

| 区分     | 補助対象基準額   |
|--------|-----------|
| 5人槽    | 498,000 円 |
| 6～7人槽  | 621,000 円 |
| 8～10人槽 | 753,000 円 |
| 8～10人槽 | 939,000 円 |

### (3) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換推進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者に対して、単独処理浄化槽を撤去処分した場合に限り、12万円または撤去処分費用のいずれか低い金額を合併浄化槽設置補助金に上乗せする。ただし、新築による場合は除く。

#### (4) 汲み取り式から合併処理浄化槽の転換推進

汲み取り式から合併処理浄化槽へ転換する者に対して、汲み取り便槽を撤去処分した場合に限り、9万円または撤去処分費用のいずれか低い金額を合併浄化槽設置補助金に上乗せする。ただし、新築による場合は除く。

### 4. 生活排水処理施設の概要

#### (1) し尿・浄化槽汚泥処理施設

| 施設名称                | 処理対象区域   | 処理能力        |
|---------------------|----------|-------------|
| 汚泥再生処理センター<br>厳美清華苑 | 厳原町、美津島町 | 81 キロリットル／日 |
| 対馬中部クリーンセンター        | 豊玉町、峰町   | 23 キロリットル／日 |
| 対馬北部衛生センター          | 上県町、上対馬町 | 27 キロリットル／日 |

#### (2) 漁業集落排水処理施設

| 施設名称           | 処理対象区域 | 処理能力     |
|----------------|--------|----------|
| 阿連地区漁業集落排水処理施設 | 厳原町阿連  | 170 立米／日 |

### 5. 生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設もごみ処理施設同様の状況であるため、予防保全を含めた維持補修を実施する。

#### (1) し尿・浄化槽汚泥処理施設

| 施設名称                | 令和8年度の主な整備内容               |
|---------------------|----------------------------|
| 汚泥再生処理センター<br>厳美清華苑 | 受入・貯留設備各機器整備、主処理設備各機器整備 など |
| 対馬中部クリーンセンター        | 破砕機点検整備、脱臭設備点検整備 など        |
| 対馬北部衛生センター          | 破砕装置整備、ワーマンポンプ整備 など        |

#### (2) 漁業集落排水処理施設

| 施設名称           | 令和8年度の主な整備内容 |
|----------------|--------------|
| 阿連地区漁業集落排水処理施設 | 機器の故障に随時対応   |